

久米島町空き家対策総合支援事業Q & A

作成：企画財政課

令和5年9月20日

1. 補助対象に関すること

Q1 既に空き家に住んでいる場合、本事業は活用できるか。

A 本事業は、活用できません。

Q2 既に町外から移住して島内のアパート等に住んでいるが、空き家を取得し、改修等する場合、補助の対象になるか。

A 町外の市区町村から本町への住民票の移動が3年以内に行われている場合は、対象となります。

Q3 建築基準法等に違反している場合、補助金は交付されるか。

A 違反建築物には、補助金は交付されません。

また、補助金交付後に違反が判明した場合も補助金返還を求めます。

Q4 生活に必要な水廻り（台所、浴室、トイレ）を備えていない場合、補助の対象にならないのか。

A 改修等工事後も必要な水廻りのない住宅は補助対象となりませんが、同一敷地内に別棟で備わっているなど、生活する上で特に支障がないと判断できる場合は、補助の対象とします。

Q5 空き家を除却後、既に住居を建てることが決まっている場合、久米島町空き家・空き地バンクに登録する必要はあるか。

A 必要はありません。

2. 補助対象事業に関すること

Q1 改修・除却の設計費や工事管理費は補助の対象となるか。

A 補助の対象となりません。

Q2 残置物撤去は、補助の対象になるか。

A 補助の対象となりません。

Q 3 交付決定後に補助額の変更が生じた場合、手続きが必要か。

A 補助事業を中止又は変更する場合交付変更申請書（第7号）を提出し、承認を受ける必要があります。ただし次に掲げる場合は、不要です。

- ①改修又は除却の交付決定額を超えないものであること。
- ②改修又は除却を行う範囲が著しく変わらないものであること。

3. 補助の手続きに関すること

Q 1 交付申請等の必要書類はどこで入手するのか。

**A 久米島町役場の公式ホームページからダウンロードできます。
また、役場の企画財政課の窓口からも入手できます。**

Q 2 各種申請書等に押印は不要か。

A 不要です。

Q 4 申請者に代わって、代理の者が申請書を提出することは可能か。

A 窓口等の手続きについては、申請者の委任があれば、代理の方が行うことは可能です。

なお、申請者はあくまで居住者本人になります。

Q 5 交付決定前に工事着手してもよいか。

A 交付決定前に工事に着手した場合、補助金は交付されません。

Q 6 完了実績報告の期日までに添付書類がそろわない場合、不足書類を当該期日後に提出してもよいか。

A 添付書類は、定められた期日までに提出してください。提出がない場合、交付決定が取り消しとなる場合があります。

特に年度末は期日に余裕をもって提出してください。

Q 7 本事業に係る相談先及び申請先はどこか。

A 申請書類は、企画財政課まで持参してください。

なお、空き家の活用・除却に関する相談は、久米島町空き家・空き地活用相談員までお問い合わせください。（相談員（矢島）連絡先 090-1368-9340）

4 定住、財産処分について

Q 1 本事業により工事等を行った空き家を申請者以外の者に売却や賃貸等を

することは、可能か。

- A 10年以内に他の者に売却、賃貸した場合には本要綱における補助対象者の売却、賃貸でない場合補助金の返還対象になります。
また、目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保設定を行った場合も補助金の返還を求めます。